

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

8

2026

TOPICS

P2 資産安心コラム

遺言の「実効性」を高める準備
争族を防ぐ生命保険の活用術

P3 暮らしとお金の教養講座

「生前贈与」の基本をおさらい
正しく次世代に引き継ぐために

P4 相続・贈与の基礎知識

法務局が遺言書を預かる
保管制度のメリットと活用法

数字で見る相続

遺言書保管制度 利用件数10万件超へ

「自筆証書遺言書保管制度」は、自筆で作成した遺言書を法務局で保管してもらう制度で、令和2年7月に運用が開始されました。

この制度には、遺言書の紛失や改ざんを防げるだけでなく、相続開始後に必要となる家庭裁判所での検認手続きが不要になるという大きなメリットがあります。

法務省民事局が公表した『遺言書保管制度の利用状況』によると、年間の保管申請件数は、令和4年16,802件、令和5年19,336件、令和6年23,419件、令和7年22,550件と、堅調に推移しています。

制度開始からの累計件数も、令和7年末時点で111,740件と10万件を突破しました。多くの方に利用されている背景には、本制度の認知拡大があるといえます。

遺言の「実効性」を高める準備 争族を防ぐ生命保険の活用術

遺言で「誰に何を継がせるか」を決めても、法律で保障された最低限の取り分である「遺留分」を侵害していると、後に相続トラブルへ発展するおそれがあります。今回は、遺言の実効性を高め、円満な相続を実現するための「生命保険」の活用術を解説します。

知っておきたい遺留分のリスク 金銭トラブルを防ぐために

「遺留分」とは、兄弟姉妹以外の法定相続人に法律で保障されている、最低限の遺産の取得割合のことです。遺言書を使えば、遺言者は自由に遺産分割を指定することができますが、たとえば「長男に全財産を相続させる」といった極端な内容の場合、ほかの相続人は自身の遺留分を侵害されたことになります。

この場合、ほかの相続人には、侵害された額を金銭で請求できる「遺留分侵害額請求権」が認められています。

そのため、遺留分に配慮しない遺言書を遺すと、次のような金銭トラブルに発展しかねません。

①原則として現金払い

不動産など現物を相続した場合でも、遺留分の支払いは相続した現物を返還するのではなく、金銭で行う必要があります。

②資産の切り売り

手元に現金がない場合、相続した自宅や株などを売却し、支払いに充てる事態に陥ります。

③感情の対立

「遺言のとおりにただけなのに、なぜお金を払わなければならないのか」という不満が生じ、親族関係に深い亀裂が入ります。



生命保険が「解決策」になる理由 円滑な承継をサポート

このような遺留分をめぐるトラブルを防ぐために、極めて有効な手段となるのが、生命保険の活用です。主なメリットは次の3点です。

①「受取人固有の財産」となる

生命保険金は、原則として受取人自身の固有の財産となり、遺産分割や遺留分算定の対象（基礎財産）に含まれません。そのため、特定の相続人に多くの財産を手渡すことができます。

②支払い原資の確保

相続財産を多く継がせたい相続人を生命保険金の受取人に指定しておけば、万一ほかの相続人から遺留分を請求されても、その保険金をそのまま支払いに充てることができます。

③不動産のスムーズな承継

実家などの不動産を特定の相続人に引き継がせたい場合、あわせて生命保険金を活用しておくことで、不動産を売却することなく遺留分問題を解決できます。

ただし、注意点もあります。まず、遺留分侵害額請求を受ける可能性がある相続人（たとえば自宅を継ぐ長男など）を受取人に指定しておくこと、また、健康状態によっては生命保険への加入がむずかしくなるため、元気なうちに遺言書の検討とあわせて進めるのが鉄則です。

遺言書は「遺したい思い」を伝えるものであり、生命保険はそれを実現するための「実行力（資金）」を担保するものです。大切な家族が困らないよう、セットでの対策をおすすめします。

「生前贈与」の基本をおさらい 正しく次世代に引き継ぐために

相続対策として最も身近な「暦年贈与（年110万円の非課税枠）」ですが、近年の法改正により、その効果を十分に発揮するためにはこれまでのやり方を見直す必要があります。大切な資産をスムーズに次世代へ引き継ぐための基本ルールと注意点を再確認します。

持ち戻し期間 7 年に延長 早期着手の重要性を再確認

「暦年贈与」は、年間110万円以下なら贈与税がかからない基礎控除枠を利用し、将来の相続税負担を軽減する方法です。生前から少しずつ贈与することで、まとまった資産を非課税で引き継ぐことができます。

ただし、近年の税制改正により、相続開始前の一定期間の贈与を相続財産に加算して課税する「持ち戻し期間」が、従来の「3年前まで」から「7年前まで」へ段階的に延長されています。そのため、「早めに始めて、長く続ける」という暦年贈与の鉄則が、これまで以上に重要になっています。

一方、この持ち戻しの対象は、法定相続人や受遺者に限られています。相続人ではない孫への直接の生前贈与は原則として持ち戻しの対象外となるため、世代を超えて資産の承継を進めるうえでは引き続き有効な手段です。

なお、もう一つの贈与手法である「相続時精算課税制度」も改正され、新たに年110万円の基礎控除が導入されました。

最新の法制度に合わせて、現在の相続対策をあらためて見直すことをおすすめします。



「証拠」を残す贈与の作法 名義預金とされないために

相続対策として生前贈与を活用する際には、適切に手続きや管理を行わないと、税務上の贈与とは認められないケースがあることに注意しなければなりません。

贈与は、「あげた」「もらった」という贈与者と受贈者の双方の合意で成立します。受贈者である子どもや孫名義の口座に入金しても、そのことを受贈者本人が知らなかったり、贈与者が通帳を管理し続けていたりすると、「名義預金」とみなされる可能性があります。名義預金と判断されると、贈与者が亡くなったときに、贈与者の相続財産として相続税の課税対象に加算されてしまう場合があります。

これを防ぐためには、贈与が有効に成立していることを客観的に証明する証拠を残すことが重要です。

具体的には、以下の対策が有効です。

- ①少額であっても、毎年「贈与契約書」を作成し、双方が保管する
- ②現金の手渡しではなく、銀行振込などで履歴を残しておく
- ③受贈者本人が通帳・印鑑・カードなどを所持し、みずから管理する

生前贈与は、時間を味方につけることで大きな効果を発揮します。

法改正により「早めの着手」と「確実な証拠」の重要性が一段と高まった今、すでに対策を始めている方も、検討中の方も、現在のルールに即した「正しい贈与」になっているか、今一度チェックしてみてもいいかもしれません。

法務局が遺言書を預かる 保管制度のメリットと活用法

「自筆証書遺言」は手軽に作成できる反面、紛失や改ざんなどのリスクがあります。こうしたデメリットを解消するために2020年から始まったのが、法務局が遺言書を預かる「自筆証書遺言書保管制度」です。本制度の仕組みと利用する際のポイントを説明します。

紛失・改ざんのリスクをゼロに 保管制度の仕組みとメリット

「自筆証書遺言書保管制度」とは、自筆証書遺言書を作成した本人が法務局に申請して、遺言書を保管してもらう制度です。2020年7月から運用が開始され、利用件数も堅調に推移しています。

本制度を利用すると、遺言書は、原本と画像データで厳重に管理されるため、遺言書の紛失や、相続人などによる破棄、隠匿などの心配がほぼなくなります。また、法務局の遺言書保管官が、日付や署名、押印など民法が定める形式要件を外形的にチェックするため、形式不備で無効になるというリスクも減らすことができます。

さらに通常の自筆証書遺言では死後に家庭裁判所での「検認」手続きが必要ですが、本制度を利用すれば検認は不要になります。相続人はすぐに預金解約や名義変更などの手続きに進めるため、負担が大幅に軽減されるのが大きなメリットです。

死後のトラブルを未然に防ぐ 通知機能と利用時の注意点

本制度には、法務局が遺言者の死亡を確認した際、あらかじめ指定した通知対象者へ「遺言書が保管されていること」を知らせる通知機能があります。これにより、遺言の存在が明らかとなり、せっかく書いた遺言書が誰にも気づかれずに放置される事態を防ぐことができます。ただし、利用時の注意点もあります。法務局が確認するのはあくまで遺言の「形式」のみであり、遺言者の遺言能力の有無や遺留分侵害の有無など、遺言の内容までは確認してもらえません。したがって、遺言の内容の有効性や妥当性については、事前に専門家に相談しておくことをおすすめします。

自筆証書遺言書保管制度は、低コストでありながら公正証書遺言に近い安心感を得られる優れた制度です。遺言の形式面での不備を防ぎ、遺された家族の負担を減らすためにも、自筆での遺言作成時にはぜひ検討したい選択肢であるといえるでしょう。